

【被扶養者異動増加時の添付書類一覧表】

< 2020年4月1日改定 >

★増加申請時は、「被扶養者異動 増加届」に下記の書類を揃えてご提出ください。

【注意！】勤務先ご担当者様が案内する必要書類の他に、健保組合の判断で他の書類の追加提出を依頼する場合がありますのでご了承ください。

＜認定対象者の状況＞	提出書類 ○：必ず提出 *「写し」「写しでも可」の記述のないものは原本を提出	申請者の続柄								発行元または 入手先	備 考 75歳以上の後期高齢者医療制度該当の方は申請できません	
		同居でなくても可				同居が条件						
		配偶者	子		父母・祖父母	兄弟姉妹・孫		その他				
	18歳以上	18歳未満		18歳以上	18歳未満	養父母・養祖父母	18歳以上	18歳未満				
被扶養者異動 増加届		○	○	○	○	○	○	○	○	○	健保HP	FFG 健保所定用紙
扶養申請者状況報告書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	健保HP	
世帯全員分の住民票（写しでも可） （別居の場合は、別居先の世帯分も必要です）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	市区町村役所	住民票：続柄・筆頭者などの記載事項を省略しない、交付日より3ヶ月以内のもの（マイナンバーは省略していること）
戸籍謄本の写し		住民票で続柄の確認ができない場合：○										

＜下記の該当するすべての提出書類が必要です＞

状況	提出書類	配偶者	子(18歳以上)	子(18歳未満)	父母・祖父母	兄弟姉妹・孫(18歳以上)	兄弟姉妹・孫(18歳未満)	養父母・養祖父母	その他(18歳以上)	その他(18歳未満)	発行元または入手先	備考	
①子の申請で、当健保で扶養認定されていない配偶者が居る場合（夫婦の収入比較をするため）	配偶者の年間収入見込額証明書（配偶者が個人事業主の場合は⑮、無収入の場合は②の書類）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	健保HP →配偶者の勤務先へ または税務署	「年間収入見込額証明書」を提出できない場合は、直近の『「所得証明書等又は源泉徴収票」+「給与明細（休職中の方は休職の証明等）」（いずれも写し可）でも可 *配偶者も当健保の被保険者の場合、収入証明書等は不要です（増加届の余白に保険証の記号・番号を記載して下さい）	
当健保で扶養認定されていない18歳以上の同居家族が居る場合（例：同居の兄弟が居る場合、その兄弟の提出書類が必要でず）	②無収入	所得証明書など（写しでも可） ※収入金額の欄があるもの（※1）	○	○	○	○	○	○	○	○	市区町村役所	※1）最新の証明であること。 ・収入金額の記載がある場合、 ②：退職日が判る書類の写しを追加で添付 ⑧：⑨～⑪や⑬の書類を提出（この場合、所得証明書等の添付は省略可）	
	③給与収入のみある	健保所定「勤務形態証明書」 又は直近の「源泉徴収票（写しでも可）」（※5）	○	○	○	○	○	○	○	○	健保HP 勤務先	※2）確定申告していない場合は市区町村窓口での税申告書類の写し	
	④給与以外の収入がある	・個人事業・不動産等 →⑮⑰の書類（※2）（※5） ・年金収入 →⑱の書類（※5） （写しでも可）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	税務署	確定申告していない場合は市区町村窓口での税申告書類の写し
⑤結婚した	戸籍謄本の写し、または婚姻届受理証明書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市区町村役所	婚姻した日が判るもの	
⑥内縁の妻（夫）など	被保険者・被扶養者 双方の戸籍謄本の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市区町村役所		
⑦離婚による子の扶養義務者の変更	戸籍謄本の写しなど	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市区町村役所	離婚日・親権決定日が判る書類	
無職	⑧無収入である	所得証明書など（写しでも可） ※収入金額の欄があるもの（※1）	○	○	○	○	○	○	○	○	市区町村役所		
	退職した	⑨雇用保険に未加入だった	健保所定「退職証明書」 又は「退職日が判る書類の写し（※3） +雇用保険加入無しが判る給与明細の写しなど」	○	○	○	○	○	○	○	○	健保HP →申請対象者の元勤務先へ	※3）下記の書類は不可 ・退職届（願）等本人が自ら提出したもの ・退職日記載のない健康保険資格喪失証明
		⑩雇用保険の受給を予定しているまたは受給しない	健保所定「退職証明書」、 又は「退職日が判る書類の写し（※3） +雇用保険加入有無が判る書類の写し（※4）」	○	○	○	○	○	○	○	○	健保HP →申請対象者の元勤務先へ	※4）下記のいずれか 例1）雇用保険被保険者離職票（会社が交付）の写し 例2）給与明細の写し 例3）雇用保険受給資格者証（失業給付受給手続きを行った場合に交付される）の写し
			雇用保険受給についての同意書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	健保HP
	⑪雇用保険の受給が終了した	雇用保険受給資格者証の両面写し（支給終了の記載があるもの）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ハローワーク	
	⑫雇用保険受給中	雇用保険受給資格者証の両面写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ハローワーク	日額3,612円以上（障害年金受給者または60歳以上の方は5,000円以上）の場合、認定不可
⑬自営業を廃業した	確定申告書の写し（※2）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	税務署		
	廃業届の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	税務署	廃業の事実を確認できるもの	
働いている	⑭パート・アルバイト収入がある	健保所定「勤務形態証明書」	○	○	○	○	○	○	○	○	健保HP →申請対象者の勤務先へ	健保所定「勤務形態証明書」の記載内容が網羅された契約書の写しでも可	
	⑮自営業・農業等の個人事業	確定申告書の写し（※2）	○	○	○	○	○	○	○	○	税務署	税務署受付印のある「第一表・二表（写）・收支内訳表」、分離税申告している場合は「分離課税申告書 第三表（写）」等	
⑯年金受給者（国民・厚生・基金・遺族・障害・恩給等）	最新の振込通知書（年金支払改定通知書）の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	年金事務所	最新年度のもの	
⑰給与・営業収入以外の収入がある（不動産・利子・配当・株等）	確定申告書の写し（※2）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	税務署		
⑱別居の場合	＜在職者用＞別居・別居先住所変更申請書（※6）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	健保HP	※6）任継、特退の方は、「＜任継・特退＞住所変更・別居・同居 申請書」	
	送金額を証明する書類の写し ※単身赴任による別居の場合は不要 ※学生が通学のため別居する場合は、送金証明のかわりに学生証または在学証明書の写しでも可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	金融機関等	申請する家族の月収以上の金額を送金（振込・現金書留に限る）していることがわかるものを1ヶ月分、「手渡し」や「同一口座での預入・引出」は不可	
	別居先に同居家族がいる場合、同居家族の収入を証明する書類（所得証明書等（写しでも可））（※5）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市区町村役所 年金事務所等	※5）任継、特退の方は、被保険者の収入を証明する書類（所得証明書等（写しでも可））も必要	
⑲海外在住の場合（国内居住要件の例外に該当する場合のみ、申請可能）	留学生：査証（ビザ）の写し、学生証の写しなど 海外帯同：査証（ビザ）の写し、海外赴任辞令写しなど	○	○	○	○	○	○	○	○	○		通常の増加申請に必要な書類に加えて国内居住要件の例外に該当する証明書が必要となります。	